

人材紹介基本契約書及び個別契約書の短期退職返戻金関連条項の抜粋

○人材紹介基本契約書

第4条（紹介手数料の支払及び時期）

2、当社が紹介した求職者が、入社後に発症した病気を原因とする退職、事故等による死亡退職、若しくは専ら求人企業の責めに帰すべき事由（以下「入社後の退職事由」という。）により退職に至った場合の紹介手数料については、当該退職により紹介手数料の支払債務は消滅しないものとする。

3、当社が紹介した求職者が、前項の入社後の退職事由を除いた事由により退職に至った場合、当社が受領した紹介手数料のうち、別途締結する「人材紹介個別契約書」に記載された計算方法により、当社は求人企業に一部返戻するものとする。払い戻し方法は紹介手数料の支払いと同様に原則、求職者の退職日から1箇月以内に求人企業へ支払うものとする。

○人材紹介個別契約書

* 紹介手数料の払い戻し

求職者の勤務開始後、専ら求職者の責めに帰すべき事由に基づき退職した場合は、当社が受け取った紹介手数料の内、次の金額を求人企業に返戻するものとする。

勤務開始日から1箇月未満で終了したとき： 紹介手数料（税抜）の50% 払い戻し

勤務開始日から2箇月未満で終了したとき： 紹介手数料（税抜）の30% 払い戻し

勤務開始日から3箇月未満で終了したとき： 紹介手数料（税抜）の10% 払い戻し

* 消費税及び振込手数料は振込人負担とする、

尚、上記返戻金制度は紹介予定派遣及び常用目的紹介、日々紹介においての適用はありません。

株式会社くうかん

有料職業紹介許可番号：（ 13ーユー080317 ）